

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中国国際經濟貿易仲裁委員会仲裁規則

(中国国際貿易促進委員会／中国国際商会により 2014年11月4日改正及び採択、2015年1月1日施行)

第1章 総則

第1条 仲裁委員会

- (一) 旧名称が中国国際貿易促進委員会对外貿易仲裁委員会及び中国国際貿易促進委員会对外經濟貿易仲裁委員会であった中国国際經濟貿易仲裁委員会(以下「仲裁委員会」という。)は、同時に、「中国国際商会仲裁院」の名称を使用する。
- (二) 当事者が仲裁合意において、中国国際貿易促進委員会／中国国際商会が仲裁する旨、若しくは中国国際貿易促進委員会／中国国際商会の仲裁委員会若しくは仲裁院が仲裁する旨を明確に定める場合、又は仲裁委員会の旧名称を使用して仲裁機構とする場合のいずれも、中国国際經濟貿易仲裁委員会が仲裁することに同意したものとみなす。

第2条 機構及び職責

- (一) 仲裁委員会主任は、本規則により付与される職責を履行する。副主任は、主任の授權に基づき、主任の職責を履行することができる。
- (二) 仲裁委員会は、仲裁院を設け、授権された副主任及び仲裁院院長の指導の下、本規則所定の職責を履行する。
- (三) 仲裁委員会は、北京に設けられる。仲裁委員会は、分会又は仲裁センターを設ける(本規則の付属文書一)。仲裁委員会の分会／仲裁センターは、仲裁委員会の派出機構であり、仲裁委員会の授權に基づき、仲裁申立てを受け入れ、仲裁事件を管理する。
- (四) 分会／仲裁センターは、仲裁院を設け、分会／仲裁センター仲裁院院長の指導の下、仲裁委員会仲裁院が履行する旨が本規則により定められている職責を履行する。
- (五) 事件については、分会／仲裁センターが管理し、仲裁委員会仲裁院院長が履行する旨が本規則により定められている職責については、仲裁委員会仲裁院院長により授権される分会／仲裁センター仲裁院院長が履行する。
- (六) 当事者は、紛争について、仲裁委員会又は仲裁委員会分会／仲裁センターによる仲裁に付託する旨を約定することができる。仲裁委員会が仲裁する旨を約定した場合には、仲裁委員会仲裁院が仲裁申立てを受け入れ、かつ、事件を管理する。分会／仲裁センターが仲裁する旨を約定した場合には、約定された分会／仲裁センター仲裁院が仲裁申立てを受け入れ、かつ、事件を管理する。約定された分会／仲裁センターが存在せず、若しくはその授權が打ち切られている場合、又は約定が不明確である場合には、仲裁委員会仲裁院が仲裁申立てを受け入れ、かつ、事件を管理する。争いのある

場合には、仲裁委員会が決定をする。

第3条 事件受理範囲

- (一) 仲裁委員会は、当事者の約定に基づき、契約性又は非契約性の経済貿易等の紛争事件を受理する。
- (二) 前項所定の事件には、次に掲げるものが含まれる。
 1. 国際又は涉外紛争事件
 2. 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区にかかる紛争事件
 3. 国内紛争事件

第4条 規則の適用

- (一) 本規則は、仲裁委員会及びその分会／仲裁センターに統一して適用される。
- (二) 当事者が紛争につき仲裁委員会による仲裁に付託する旨を約定した場合には、本規則に従い仲裁が行われることに同意したものとみなす。
- (三) 当事者が紛争につき仲裁委員会による仲裁に付託するけれども本規則の関係内容に対し変更を行う旨を約定し、又はその他の仲裁規則を適用する旨を約定した場合には、当該約定に従う。ただし、当該約定が実施不可能であり、又は仲裁手続の準拠法の強制規定に抵触する場合を除く。当事者がその他の仲裁規則を適用する旨を約定した場合には、仲裁委員会が相応する管理職責を履行する。
- (四) 当事者が本規則に従い仲裁を行う旨を約定しているものの仲裁機構について約定していない場合には、紛争につき仲裁委員会による仲裁に付託することに同意したものとみなす。
- (五) 仲裁委員会の専門仲裁規則を適用する旨を当事者が約定した場合には、当該約定に従う。ただし、当該紛争が当該専門仲裁規則の適用範囲に該当しない場合には、本規則を適用する。

第5条 仲裁合意

- (一) 「仲裁合意」とは、当事者が契約において明確に定める仲裁条項又はその他の方式により達成する、仲裁に付託する旨の書面による合意をいう。
- (二) 仲裁合意については、書面形式を採用しなければならない。書面形式には、契約書、書簡、電報、テレックス、ファックス、電子データ交換及び電子メール等の記載内容を有形的に表現することのできる形式が含まれる。仲裁申立書及び仲裁答弁書の交換において、一方の当事者が仲裁合意の存在を主張し、かつ、他方の当事者が否認表明をしない場合には、書面による仲裁合意が存在するものとみなす。
- (三) 仲裁合意の準拠法に、仲裁合意の形式及び効力について別段の定めがある場合には、当該規定に従う。
- (四) 契約における仲裁条項は、契約のその他の条項と分離される、独立して存在する条項であるとみなさなければならず、契約に付属する仲裁合意についても、契約のその他の条項と分離される、独立して存在する部分であるとみなさなければならない。契約の変更、解除、終了、譲渡、失効、無効、未発効、取消し及び成立の有無は、仲裁条項又は仲裁合意の効力に影響を及ぼさない。

第6条 仲裁合意及び／又は管轄権に対する異議

- (一) 仲裁委員会は、仲裁合意の存在、効力及び仲裁事件の管轄権について決定をする権限を有する。必要がある場合には、仲裁委員会は、仲裁廷に授権して管轄権に係る決

定をさせることもできる。

- (二) 仲裁委員会は、一応の証拠により、有効な仲裁合意が存在すると認める場合には、一応の証拠に基づき、仲裁委員会に管轄権がある旨の決定をすることができ、仲裁手続は続行する。仲裁委員会が一応の証拠によりなした管轄権に係る決定は、仲裁廷が審理の過程において発見した、一応の証拠と一致しない事実及び／又は証拠に基づき仲裁委員会が管轄権に係る決定を新たにすることを妨げない。
- (三) 仲裁廷は、仲裁委員会の授権により管轄権に係る決定をする場合には、仲裁手続の進行中に単独でできることを、判断書において一括してすることもできる。
- (四) 仲裁合意及び／又は仲裁事件管轄権に対する当事者の異議は、仲裁廷の最初の開廷までに書面により提起されなければならない。書面により審理する事件については、最初の実質的答弁までに提起されなければならない。
- (五) 仲裁合意及び／又は仲裁事件管轄権に対する異議の提起は、仲裁手続の続行に影響を及ぼさない。
- (六) 上記管轄権に係る異議及び／又は決定には、仲裁事件主体資格に係る異議及び／又は決定が含まれる。
- (七) 仲裁委員会又は仲裁委員会の授権を経た仲裁廷は、管轄権がない旨の決定をする場合には、事件取消しの決定をしなければならない。事件取消決定については、仲裁廷が構成される前においては仲裁委員会仲裁院院長が行い、仲裁廷が構成された後においては仲裁廷が行う。

第7条 仲裁地

- (一) 当事者が仲裁地について約定した場合には、当該約定に従う。
- (二) 当事者が仲裁地について約定せず、又は約定が不明確である場合には、事件を管理する仲裁委員会又はその分会／仲裁センター所在地を仲裁地とする。仲裁委員会は、事件の具体的な事由に応じてその他の地を仲裁地として確定することもできる。
- (三) 仲裁判断については、仲裁地においてなされたものとみなす。

第8条 送達及び期間

- (一) 仲裁に関する一切の文書、通知及び資料等については、手渡し、書留郵便、EMS、ファックス又は仲裁委員会仲裁院若しくは仲裁廷が適切であると認めるその他の方式を採用して発送することができる。
- (二) 上記第一項所定の仲裁文書については、当事者若しくはその仲裁代理人が自ら提供した、又は当事者が約定した住所に発送しなければならない。当事者若しくはその仲裁代理人が住所を提供せず、又は当事者が住所について約定しなかった場合には、相手方当事者又はその仲裁代理人が提供する住所に従い発送する。
- (三) 一方の当事者又はその仲裁代理人に対し発送される仲裁文書は、受取人に手渡されたとき、若しくは受取人の営業所、登録地、住所、常居所若しくは通信先住所に発送されたとき、又は相手方当事者が合理的に調べても上記いずれの地点も把握することができない場合には、仲裁委員会仲裁院が書留郵便、EMS 又は投函記録が提供されることのできる、公証送達、委託送達及び差置送達を含むその他の何らかの手段により受取人の最後の知られた営業所、登録地、住所、常居所又は通信先住所に宛てて投函したときに、有効に送達されたものとみなす。
- (四) 本規則所定の期間は、仲裁委員会仲裁院が当事者に対し発送した文書、通知及び資

料等を当事者が受け取り、又は受け取ったはずの日の翌日から起算しなければならない。

第9条 信義誠実

仲裁参与者は、信義誠実の原則に従い、仲裁手続を行わなければならない。

第10条 異議の放棄

一方の当事者が、本規則又は仲裁合意において定められたいずれかの条項又は事由が遵守されていないことを知り、又は当然知っているはずでありながら、なお仲裁手続に参加し、又は仲裁手続を続行し、かつ、当該遵守されていない状況について遅滞なく、かつ、明示的に書面による異議を提起しない場合には、その異議提起の権利を放棄したものとみなす。

第2章 仲裁手続

第1節 仲裁申立て、答弁及び反対請求

第11条 仲裁手続の開始

仲裁手続は、仲裁委員会仲裁院が仲裁申立書を受領した日から開始する。

第12条 仲裁の申立て

当事者は、本規則により仲裁を申し立てる場合には、

(一) 申立人又は申立人が授権した代理人が署名及び／又は押印した仲裁申立書を提出しなければならない。仲裁申立書には、次に掲げる事項を明記しなければならない。

1. 申立人及び被申立人の名称及び住所。これには、郵便番号、電話、ファックス、電子メールその他の電子通信方式が含まれる。
2. 仲裁の申立ての根拠となる仲裁合意
3. 事件事由及び紛争の要点
4. 申立人の仲裁請求
5. 仲裁請求の根拠となる事実及び理由

(二) 仲裁申立書を提出する場合には、申立人の請求の根拠となる証拠資料その他の証明文書を添付しなければならない。

(三) 仲裁委員会が制定する仲裁費用表の規定に従い、仲裁費を予納しなければならない。

第13条 事件の受理

(一) 仲裁委員会は、紛争の発生前又は紛争の発生後において当事者が達成した、紛争を仲裁委員会による仲裁に付託する旨の仲裁合意及び一方の当事者の書面による申立てに基づき、事件を受理する。

(二) 仲裁委員会仲裁院は、申立人の仲裁申立書及びその付属文書を受領した後に、審査を経て、仲裁の申立てに係る手続が完全であると認める場合には、仲裁通知、仲裁委員会仲裁規則及び仲裁人名簿各1通を双方の当事者に発送しなければならない。申立人の仲裁申立書及びその付属文書についても、同時に被申立人に発送しなければならない。

(三) 仲裁委員会仲裁院は、審査を経て、仲裁の申立てに係る手続が完全ではないと認め

る場合には、一定の期間内において完全にするよう申立人に対し要求することができる。申立人が所定の期間内に仲裁の申立てに係る手続を完全にすることができなかつた場合には、申立人が仲裁を申し立てなかつたものとみなす。仲裁委員会仲裁院は、申立人の仲裁申立書及びその付属文書を留め置かない。

(四) 仲裁委員会が事件を受理した後に、仲裁委員会仲裁院は、事件事務員 1 名を指定して、仲裁事件の手続管理に協力させなければならない。

第 14 条 複数の契約の仲裁

申立人は、複数の契約に係る紛争に関し、同一の仲裁事件において併合して仲裁を申し立てることができる。ただし、次に掲げる条件に同時に適合していなければならない。

1. 複数の契約が主たる契約と従たる契約の関係であること。又は、複数の契約に關係する当事者が同一であつて、かつ、法律關係の性質が同一であること。
2. 紛争が同一の取引又は同一の系列の取引に端を発していること。
3. 複数の契約中の仲裁合意の内容が同一であるか、又は相互に適合的である¹こと。

第 15 条 答弁

(一) 被申立人は、仲裁通知を受領した後 45 日内に、答弁書を提出しなければならない。答弁提出期間の延長を請求する正当な理由が被申立人に確かにある場合には、答弁期間を延長するか否かについて、仲裁廷が決定する。仲裁廷が構成されていない場合には、仲裁委員会仲裁院が決定をする。

(二) 答弁書については、被申立人又は被申立人が授権した代理人が署名及び／又は押印し、かつ、次に掲げる内容及び付属文書が含まれなければならない。

1. 被申立人の名称及び住所。これには、郵便番号、電話、ファックス、電子メールその他の電子通信方式が含まれる。
2. 仲裁申立書に対する答弁並びに根拠となる事実及び理由
3. 答弁の根拠となる証拠資料その他の証明文書

(三) 仲裁廷は、期間を徒過して提出された答弁書を受け入れるか否かについて決定する権限を有する。

(四) 被申立人が答弁書を提出しないことは、仲裁手続の進行に影響を及ぼさない。

第 16 条 反対請求

(一) 被申立人は、反対請求がある場合には、仲裁通知を受領した後 45 日内に書面により提起しなければならない。反対請求提起期間の延長を請求する正当な理由が被申立人に確かにある場合には、反対請求期間を延長するか否かについて、仲裁廷が決定する。仲裁廷が構成されていない場合には、仲裁委員会仲裁院が決定をする。

(二) 被申立人は、反対請求を提起する場合には、その反対請求申立書において、具体的な反対請求事項並びにその根拠となる事実及び理由を明記し、かつ、関係する証拠資料その他の証明文書を添付しなければならない。

(三) 被申立人は、反対請求を提起する場合には、仲裁委員会が制定する仲裁費用表に従い、所定の期間内に仲裁費を予納しなければならない。被申立人が期間どおりに反対請求仲裁費を納付しなかつた場合には、反対請求を申し立てなかつたものとみなす。

(四) 仲裁委員会仲裁院は、被申立人の反対請求提起の手続が既に完全であると認める

¹ 訳注：「相互に適合的である」の箇所の英文版での表現は「compatible」です。

場合には、双方の当事者に対し反対請求受理通知を発しなければならない。申立人は、反対請求受理通知を受領後30日内に、被申立人の反対請求について答弁を提出しなければならない。答弁提出期間の延長を請求する正当な理由が申立人に確かにある場合には、答弁期間を延長するか否かについて、仲裁廷が決定する。仲裁廷が構成されていない場合には、仲裁委員会仲裁院が決定をする。

(五) 仲裁廷は、期間を超過して提出された反対請求及び反対請求答弁書を受け入れるか否かについて決定する権限を有する。

(六) 申立人が被申立人の反対請求について書面による答弁を提出しないことは、仲裁手続の進行に影響を及ぼさない。

第17条 仲裁請求又は反対請求の変更

申立人は、その仲裁請求について変更する旨を申請することができる。被申立人も、その反対請求について変更する旨を申請することができる。ただし、仲裁廷は、申立人又は被申立人の変更提起時期が過度に遅く、仲裁手続の正常な進行に影響を及ぼすと認める場合には、その変更請求を拒否することができる。

第18条 当事者の追加

(一) 仲裁手続において、一方の当事者は、追加対象の当事者を表面上²拘束している、事件に関する仲裁合意により、仲裁委員会に当事者の追加を申し立てることができる。仲裁廷の構成後に当事者の追加が申し立てられた場合において、確かに必要であると仲裁廷が認めたときは、追加対象の当事者を含む各当事者の意見を求めた後に、仲裁委員会が決定をしなければならない。

仲裁委員会仲裁院が当事者追加の申立てを受領した日を、当該追加対象の当事者についての仲裁開始日とみなす。

(二) 当事者追加申立書には、現有の仲裁事件の事件番号、追加対象の当事者を含む全当事者の名称、住所及び通信方式、当事者追加の根拠とした仲裁合意、事実及び理由並びに仲裁請求が含まれていなければならない。

当事者は、当事者追加申立書を提出する際に、当該申立ての根拠とした証拠資料その他の証明文書を添付しなければならない。

(三) いずれか一方の当事者が当事者追加手続について仲裁合意及び／又は仲裁事件の管轄権に係る異議を提起した場合には、仲裁委員会は、仲裁合意及び関連する証拠に基づき、管轄権の有無について決定をする権限を有する。

(四) 当事者追加手続が開始した後は、仲裁廷が構成される前であれば仲裁委員会仲裁院が仲裁手続の進行について決定をし、仲裁廷が構成された後であれば仲裁廷が仲裁手続の進行について決定をする。

(五) 仲裁廷の構成前に当事者を追加する場合には、仲裁人を当事者が選定すること又は仲裁委員会主任に委託して指定させることに関する本規則の規定が追加対象の当事者に適用される。仲裁廷の構成は、本規則第29条の規定に従って行わなければならない。

仲裁廷の構成後に当事者の追加を決定した場合には、仲裁廷は、既に行われた仲裁廷の構成を含む仲裁手続について、追加対象の当事者の意見を求めなければならない。

² 訳注:「表面上」の箇所の英文版での表現は「prima facie」です。

追加対象の当事者が仲裁人を選定すること又は仲裁委員会主任に委託して指定することを要求した場合には、双方の当事者は、仲裁人を新たに選定し、又は仲裁委員会主任に委託して指定させなければならない。仲裁廷の構成は、本規則第29条の規定に従って行わなければならない。

- (六) 当事者による答弁及び反対請求の提出に関する本規則の規定は、追加対象の当事者に適用される。追加対象の当事者による答弁及び反対請求の提出期間は、当事者の追加に係る仲裁通知を受領した後から起算する。
- (七) 事件に関する仲裁合意では追加対象の当事者を表面上拘束することができない場合、又は当事者の追加が適当でないその他何らかの事由が存在する場合には、仲裁委員会は、追加しない旨を決定する権限を有する。

第19条 仲裁の併合

- (一) 次に掲げる条件のいずれかに適合する場合には、一方の当事者の請求を経て、仲裁委員会は、本規則に基づき行われる2件以上(2件を含む。)の仲裁事件を1件の仲裁事件に併合する旨を決定して審理を行うことができる。
- 各事件の仲裁請求が同一の仲裁合意により提起されているとき。
 - 各事件の仲裁請求が複数の仲裁合意により提起されているが、当該複数の仲裁合意の内容が同一であるか、又は相互に適合的であるものであり、かつ、各事件の当事者が同一であって各紛争に関係する法律関係の性質が同一であるとき。
 - 各事件の仲裁請求が複数の仲裁合意により提起されているが、当該複数の仲裁合意の内容が同一であるか、又は相互に適合的であるものであり、かつ、関係する複数の契約が主たる契約と従たる契約の関係であるとき。
 - 事件の全当事者が仲裁の併合にいずれも同意しているとき。
- (二) 上記第(一)項に基づき仲裁を併合する旨を決定する際には、仲裁委員会は、各当事者の意見及び関連する仲裁事件間の関連性等の要因を考慮しなければならない。当該関連性には、異なる事件の仲裁人の選定又は指定の状況が含まれる。
- (三) 各当事者に別段の約定がある場合を除き、併合される仲裁事件は、最初に仲裁手続が開始された仲裁事件に併合されなければならない。
- (四) 仲裁事件が併合された後は、仲裁廷が構成される前であれば仲裁委員会仲裁院が手続の進行について決定をし、仲裁廷が構成された後であれば仲裁廷が手続の進行について決定をする。

第20条 仲裁文書の提出及び交換

- (一) 当当事者の仲裁文書は、仲裁委員会仲裁院に提出されなければならない。
- (二) 仲裁手続において発送又は転送をする必要のある仲裁文書については、仲裁委員会仲裁院が仲裁廷及び当事者に発送又は転送をする。ただし、当事者に別段の約定があり、かつ、仲裁廷の同意を経た場合、又は仲裁廷に別段の決定がある場合を除く。

第21条 仲裁文書の部数

当事者が提出する仲裁申立書、答弁書、反対請求書、証拠資料その他の仲裁文書は、一式5部としなければならない。多数当事者がいる事件については、相応する部数を追加しなければならない。当事者が財産保全又は証拠保全を申し立てる場合には、相応する部数を追加しなければならない。仲裁廷の構成人数が1人である場合には、2部を相応して減らさなければならない。

第22条 仲裁代理人

当事者は、中国及び／又は外国の仲裁代理人に授権して仲裁に関する事項を処理させることができる。当事者又はその仲裁代理人は、仲裁委員会仲裁院に対し授権委任状を提出しなければならない。

第23条 保全及び暫定措置

- (一) 当事者が中国の法律に基づき保全を申し立てる場合には、仲裁委員会は、法により、当事者の保全申立てを当事者が指定する管轄権を有する法院に転送しなければならない。
- (二) 準拠法又は当事者の約定に基づき、当事者は、「中国国際経済貿易仲裁委員会緊急仲裁人手続」(本規則の付属文書三)により、緊急の暫定的救済を仲裁委員会仲裁院に申請することができる。緊急仲裁人は、必要又は適切な緊急の暫定的救済措置を講ずる旨を決定することができる。緊急仲裁人の決定は、双方の当事者に対して拘束力を有する。
- (三) 一方の当事者の請求を経て、仲裁廷は、準拠法又は当事者の約定に基づき、仲裁廷が必要又は適切であると認める暫定措置を講ずる旨を決定することができ、かつ、暫定措置を請求した一方の当事者が適切な担保を提供する旨を決定する権限を有する。

第2節 仲裁人及び仲裁廷

第24条 仲裁人の義務

仲裁人は、いずれの当事者も代表せず、各当事者から独立し、各当事者を平等に扱わなければならない。

第25条 仲裁廷の人数

- (一) 仲裁廷は、仲裁人1名又は3名から構成される。
- (二) 当事者に別段の約定があり、又は本規則に別段の規定がある場合を除き、仲裁廷は、仲裁人3名から構成される。

第26条 仲裁人の選定又は指定

- (一) 仲裁委員会は、仲裁委員会及びその分会／仲裁センターに統一して適用する仲裁人名簿を制定する。当事者は、仲裁委員会が制定した仲裁人名簿から仲裁人を選定する。
- (二) 仲裁委員会仲裁人名簿以外から仲裁人を選定する旨を当事者が約定した場合には、当事者が選定した、又は当事者の約定に基づき指定された者は、仲裁委員会主任の確認を経た後に、仲裁人を担任することができる。

第27条 3名仲裁廷の構成

- (一) 申立人及び被申立人は、仲裁通知を受領した後15日内に、それぞれ仲裁人を1名ずつ選定し、又は仲裁委員会主任に委託して指定させなければならない。当事者が上記期間内に選定せず、又は仲裁委員会主任に委託して指定させなかつた場合には、仲裁委員会主任が指定する。
- (二) 第3の仲裁人については、被申立人が仲裁通知を受領した後15日内に、双方の当事者が共同で選定し、又は共同で仲裁委員会主任に委託して指定させる。第3の仲裁人は、仲裁廷の首席仲裁人とする。

(三) 双方の当事者は、それぞれ候補者を 1 ないし 5 名ずつ推薦して首席仲裁人の人選とし、かつ、上記第(二)項所定の期間に従い推薦名簿を提出することができる。双方の当事者の推薦名簿において同一の人選が 1 名ある場合には、当該人選を、双方の当事者が共同で選定する首席仲裁人とする。同一の人選が複数名ある場合には、仲裁委員会主任が事件の具体的な状況に基づき同一の人選から首席仲裁人 1 名を確定する。当該首席仲裁人は、なお双方が共同で選定した首席仲裁人とする。推薦名簿において同一の人選がない場合には、仲裁委員会主任が首席仲裁人を指定する。

(四) 双方の当事者が上記規定どおりに首席仲裁人を共同で選定することができなかつた場合には、仲裁委員会主任が首席仲裁人を指定する。

第 28 条 単独仲裁廷の構成

仲裁廷が仲裁人 1 名により構成される場合には、本規則第 27 条第(二)、(三)及び(四)項所定の手続に従い、単独仲裁人を選定し、又は指定する。

第 29 条 多数当事者の仲裁廷の構成

(一) 仲裁事件に 2 以上 (2 を含む。) の申立人及び／又は被申立人がいる場合には、申立人側及び／又は被申立人側は、それぞれ協議し、各側で仲裁人 1 名を共同で選定し、又は共同で仲裁委員会主任に委託して指定させなければならない。

(二) 首席仲裁人又は単独仲裁人については、本規則第 27 条第(二)、(三)及び(四)項所定の手続に従い選定し、又は指定しなければならない。申立人側及び／又は被申立人側が本規則第 27 条第(三)項の規定に従い首席仲裁人又は単独仲裁人を選定する場合には、各側共同で協議し、各側が共同で選定した候補者名簿を提出しなければならない。

(三) 申立人側及び／又は被申立人側において、仲裁通知を受領した後 15 日内に、仲裁人 1 名を各側共同で選定すること、又は各側共同で仲裁委員会主任に委託して指定させることができなかつた場合には、仲裁委員会主任が仲裁廷の仲裁人 3 名を指定し、かつ、そこから 1 名を確定して首席仲裁人を担任させる。

第 30 条 仲裁人を指定する際に考慮する要因

仲裁委員会主任は、本規則の規定に基づき仲裁人を指定する場合には、紛争に係る準拠法、仲裁地、仲裁言語、当事者の国籍及び仲裁委員会主任が考慮するべきであると認めるその他の要因を考慮しなければならない。

第 31 条 開示

(一) 選定され、又は指定された仲裁人は、声明書に署名し、その公正性及び独立性について合理的な疑いを生じさせるおそれのある一切の事実又は状況を開示しなければならない。

(二) 仲裁手続において、開示するべき事由が生じた場合には、仲裁人は、直ちに書面により開示しなければならない。

(三) 仲裁人の声明書及び／又は開示する情報は、仲裁委員会仲裁院に提出され、かつ、各当事者に転送されなければならない。

第 32 条 仲裁人の忌避

(一) 当事者は、仲裁人の声明書及び／又は書面による開示を受領した後に、開示された事実又は状況を理由として、当該仲裁人の忌避を要求する場合には、仲裁人の書面による開示を受領した後 10 日内に、書面により提起しなければならない。期間を超過しても忌避を申請していない場合には、仲裁人がかつて開示した事項を理由として当

該仲裁人の忌避を申請してはならない。

- (二) 当事者は、選定され、又は指定された仲裁人の公正性及び独立性について、正当な理由のある疑いが生じた場合には、当該仲裁人の忌避を要求する請求を書面により提起することができる。ただし、忌避請求提起の根拠となる具体的な事実及び理由を説明し、かつ、举証しなければならない。
- (三) 仲裁人に対する忌避請求については、仲裁廷構成通知を受領した後15日内に、書面により提起しなければならない。その後に忌避要求事由を知った場合には、忌避事由を知った後15日内に提起することができる。ただし、最後の開廷の終結に後れてはならない。
- (四) 当当事者の忌避請求は、他方の当事者、忌避を請求された仲裁人及び仲裁廷のその他の構成員に直ちに転送されなければならない。
- (五) 一方の当事者が仲裁人の忌避を請求した場合において、他方の当事者が忌避の請求に同意したとき、又は忌避を請求された仲裁人が当該仲裁事件の仲裁人を担任しないことを自発的に提起したときは、当該仲裁人は、仲裁人を担任して当該事件を審理することはない。上記事由は、当事者が忌避を提起する理由が成立したことを示すものではない。
- (六) 上記第(五)項所定の事由を除き、仲裁人を忌避するか否かについては、仲裁委員会主任が終局的決定をし、かつ、理由を説明しないことができる。
- (七) 仲裁委員会主任が仲裁人を忌避するか否かにつき決定をするまで、忌避を請求された仲裁人は、職責を継続して履行しなければならない。

第33条 仲裁人の交代

- (一) 仲裁人が法律上、又は事実上、職責を履行することができず、又は本規則の要求どおりに、若しくは本規則所定の期間内に、尽くすべき職責を履行しなかった場合には、仲裁委員会主任は、当該仲裁人の交代を決定する権限を有する。当該仲裁人が、仲裁人を担任しない旨を自発的に申請することもできる。
- (二) 仲裁人を交代させるか否かについては、仲裁委員会主任が終局的決定をし、かつ、理由を説明しないことができる。
- (三) 仲裁人が忌避又は交代により職責を履行することができない場合には、仲裁人が当初選定され、又は指定された方式に従い、仲裁委員会仲裁院の定める期間内に、後任の仲裁人が選定され、又は指定されなければならない。当事者が後任の仲裁人を選定又は指定しなかった場合には、仲裁委員会主任が後任の仲裁人を指定する。
- (四) 仲裁人を新たに選定し、又は指定した後においては、新たに審理するか否か、及び新たに審理する範囲について仲裁廷が決定する。

第34条 多数仲裁人による仲裁手続の継続

最後の開廷が終結した後に、3名仲裁廷中の仲裁人1名が死亡又は除名等の事由により合議への参加及び／又は判断をすることができなくなった場合には、他の仲裁人2名は、第33条の規定に従い当該仲裁人を交代させるよう仲裁委員会主任に請求することができる。双方の当事者の意見を求め、かつ、仲裁委員会主任の同意を経た後に、当該仲裁人2名は、仲裁手続を続行し、決定又は判断をすることもできる。仲裁委員会仲裁院は、上記状況につき、双方の当事者に通知しなければならない。

第3節 審理

第35条 審理方式

- (一) 当事者に別段の約定がある場合を除き、仲裁廷は、仲裁廷が適切であると認める方式に従い事件を審理することができる。いかなる事由においても、仲裁廷は、公平かつ公正に事を行い、陳述及び弁論の合理的な機会を双方の当事者に与えなければならぬ。
- (二) 仲裁廷は、事件につき開廷審理をしなければならない。ただし、双方の当事者が約定し、かつ、仲裁廷の同意を経た場合、又は開廷審理をする必要がないと仲裁廷が認め、かつ、双方の当事者の同意を得た場合には、書面のみに基づき審理を行うことができる。
- (三) 当事者に別段の約定がある場合を除き、仲裁廷は、事件の具体的な状況に基づき、審問式又は弁論式の開廷審理方式を採用して事件を審理することができる。
- (四) 仲裁廷は、適切であると仲裁廷が認める地において、適切であると仲裁廷が認める方式により合議を行うことができる。
- (五) 当事者に別段の約定がある場合を除き、仲裁廷は、必要であると認める場合には、審理する事件について手続令を発布し、質問書を発し、審理範囲書を作成し、又は開廷前会議等を開催することができる。仲裁廷のその他の構成員の授権を経た場合には、首席仲裁人は、仲裁事件の手続手配について単独で決定をすることができる。

第36条 開廷地

- (一) 当事者が開廷地について約定した場合には、仲裁事件の開廷審理は、約定された地において行われなければならない。ただし、本規則第82条第(三)項所定の事由が発生した場合を除く。
- (二) 当事者に別段の約定がある場合を除き、仲裁委員会仲裁院又はその分会／仲裁センター仲裁院が管理する事件については、北京又は分会／仲裁センター所在地においてそれぞれ開廷審理をしなければならない。仲裁廷が必要であると認める場合には、仲裁委員会仲裁院院長の同意を経て、その他の地において開廷審理をすることもできる。

第37条 開廷通知

- (一) 開廷審理をする事件について、仲裁廷は、最初の開廷日を確定した後に、開廷の20日前までに、開廷日を双方の当事者に通知しなければならない。当事者は、正当な理由がある場合には、開廷の延期を請求することができる。ただし、開廷通知を受領した後5日内に書面による延期申請を提出しなければならない。延期するか否かについては、仲裁廷が決定する。
- (二) 上記第一項の規定どおりに開廷延期申請を提出することができない正当な理由が当事者にある場合には、その延期申請を受け入れるか否かについては、仲裁廷が決定する。
- (三) 再開廷審理日及び延期後の開廷審理日の通知並びにその延期申請は、上記第一項の期間の制限を受けない。

第38条 秘密保持

- (一) 仲裁廷による事件審理は、非公開で行われる。双方の当事者が公開審理を要求する

場合には、公開審理をするか否かについて仲裁廷が決定する。

- (二) 非公開審理が行われる事件について、双方の当事者及びその仲裁代理人、仲裁人、証人、通訳、仲裁廷が諮詢する専門家及び指定する鑑定人その他の関係者は、事件の実体及び手続に関する状況を対外的に開示してはならない。

第39条 当事者の欠席

- (一) 申立人が正当な理由なくして開廷の際に出廷しない場合、又は開廷審理の際に仲裁廷の許可を経ずに中途退廷した場合には、仲裁申立てを取り下げたものとみなすことができ、被申立人が反対請求を提起していた場合には、仲裁廷が反対請求につき審理を行い、かつ、判断をすることに影響を及ぼさない。
- (二) 被申立人が正当な理由なくして開廷の際に出廷しない場合、又は開廷審理の際に仲裁廷の許可を経ずに中途退廷した場合には、仲裁廷は、欠席審理を行い、かつ、判断をすることができる。被申立人が反対請求を提起していた場合には、反対請求を取り下げたものとみなすことができる。

第40条 開廷審理記録

- (一) 開廷審理の際に、仲裁廷は、開廷審理記録及び／又は録画・録音記録を作成することができる。仲裁廷は、必要であると認める場合には、開廷審理要点を作成し、かつ、開廷審理記録又は開廷審理要点に署名又は押印をするよう当事者及び／若しくはその代理人、証人並びに／又はその他の関係者に対し要求することができる。
- (二) 開廷審理記録、開廷審理要点及び録画・録音記録については、仲裁廷が審査・使用するのに供する。
- (三) 一方の当事者の申立てに応じ、仲裁委員会仲裁院は、事件の具体的な状況を踏まえ、速記者を招請して開廷審理記録を速記させる旨を決定することができ、当事者は、これにより発生する費用を予納しなければならない。

第41条 挙証

- (一) 当事者は、その申立て、答弁及び反対請求の根拠となる事実について、証拠を提供して証明し、その主張、弁論及び抗弁要点について根拠を提供しなければならない。
- (二) 仲裁廷は、当事者の証拠提出の期間を定めることができる。当事者は、所定の期間内に証拠を提出しなければならない。期間を超過して提出した場合には、仲裁廷は、これを受け入れないことができる。当事者は、举証期間内に証拠資料を提出することが確かに困難である場合には、期間満了前に、举証期間の延長を申請することができる。延長するか否かについては、仲裁廷が決定する。
- (三) 当事者が所定の期間内に証拠を提出することができず、又は証拠を提出したものの、その主張を証明するのに足りない場合には、举証責任を負う当事者は、それにより生ずる不利な結果を引き受けける。

第42条 質証

- (一) 開廷審理が行われる事件において、証拠は、開廷の際に提示されなければならず、当事者は質証をすることができる。
- (二) 書面により審理される事件の証拠資料を対象とする場合、又は開廷後に提出された証拠資料を対象とし、かつ、当事者が書面による質証に同意した場合には、書面による質証を行うことができる。書面による質証の際に、当事者は、仲裁廷が定める期間内に書面による質証意見を提出しなければならない。

第43条 仲裁廷による調査及び証拠収集

- (一) 仲裁廷は、必要であると認める場合には、事実を調査して証拠を収集することができる。
- (二) 仲裁廷は、事実を調査し、及び証拠を収集する場合には、立ち会うよう当事者に通知することができる。通知を経て、一方又は双方の当事者が立ち会わぬことは、仲裁廷が事実を調査し、及び証拠を収集することに影響を及ぼさない。
- (三) 仲裁廷が調査して収集した証拠については、当事者に転送し、意見提出の機会を当事者に与えなければならない。

第44条 専門家報告及び鑑定報告

- (一) 仲裁廷は、事件における専門的問題につき、専門家に対し諮詢し、又は鑑定人を指定して鑑定を行わせることができる。専門家及び鑑定人は、中国又は外国の機構又は自然人であることができる。
- (二) 何らかの関係資料、文書、財産又は現物を専門家又は鑑定人に対し提供し、又は提示し、もって専門家又は鑑定人による審査・閲覧、検査又は鑑定に供することについて、仲裁廷はそうするよう当事者に対し要求する権限を有し、当事者もそうする義務を有する。
- (三) 専門家報告及び鑑定報告の副本は、当事者に転送され、意見提出の機会が当事者に与えられなければならない。専門家又は鑑定人が開廷に参加するよう一方の当事者が要求する場合には、仲裁廷の同意を経て、専門家又は鑑定人は、開廷に参加し、かつ、仲裁廷が必要であると認める場合には、作成した報告につき説明を行わなければならない。

第45条 手続の停止

- (一) 双方の当事者が仲裁手続の停止を共同で若しくは別々に請求した場合、又は仲裁手続を停止する必要のあるその他の事由が生じた場合には、仲裁手続は、停止することができる。
- (二) 手続を停止する原因が消滅し、又は手続停止の期間が満了した後に、仲裁手続は、再開して行われる。
- (三) 仲裁手続の停止及び再開については、仲裁廷が決定する。仲裁廷が構成されていない場合には、仲裁委員会仲裁院院長が決定する。

第46条 申立ての取下げ及び事件の取消し

- (一) 当事者は、全ての仲裁請求又は全ての仲裁反対請求を取り下げることができる。申立人が全ての仲裁請求を取り下げることは、被申立人の仲裁反対請求につき仲裁廷が審理及び判断をすることに影響を及ぼさない。被申立人が全ての仲裁反対請求を取り下げることは、申立人の仲裁請求につき仲裁廷が審理及び判断をすることに影響を及ぼさない。
- (二) 当事者自身の原因により仲裁手続を行うことが不可能となった場合には、当該当事者が仲裁請求を取り下げたものとみなすことができる。
- (三) 仲裁請求及び反対請求の全てが取り下げられた場合には、事件は、取り消すことができる。仲裁廷が構成される前に事件を取り消す場合には、仲裁委員会仲裁院院長が事件取消しの決定をする。仲裁廷が構成された後に事件を取り消す場合には、仲裁廷が事件取消しの決定をする。

(四) 上記第(三)項及び本規則第6条第(七)項所定の事件取消しの決定については、「中国国際經濟貿易仲裁委員会」の印章を押捺しなければならない。

第47条 仲裁及び調停の結合

- (一) 双方の当事者に調停の意思がある場合、又は一方の当事者に調停の意思があり、かつ、仲裁廷が他方の当事者の同意を得た場合には、仲裁廷は、仲裁手続において、事件について調停を行うことができる。双方の当事者が、自ら和解することもできる。
- (二) 仲裁廷は、双方の当事者の同意を得た後に、適切であると仲裁廷が認める方式に従い調停を行うことができる。
- (三) 調停の過程において、いずれか一方の当事者が調停の終了を提起した場合、又は既に調停成功の可能性がなくなったと仲裁廷が認める場合には、仲裁廷は、調停を終了しなければならない。
- (四) 双方の当事者は、仲裁廷による調停を経て和解に達し、又は自ら和解する場合には、和解合意を締結しなければならない。
- (五) 当事者は、調停を経て、又は自ら和解合意に達した場合には、仲裁請求又は反対請求を取り下げることも、当事者の和解合意の内容に基づき判断書又は調停書を作成するよう仲裁廷に請求することもできる。
- (六) 当事者が調停書を作成するよう請求した場合には、調停書は、仲裁請求及び当事者の書面による和解合意の内容が明記され、仲裁人により署名され、かつ、「中国国際經濟貿易仲裁委員会」の印章が押捺され、双方の当事者に送達されなければならない。
- (七) 調停が成功しない場合には、仲裁廷は、仲裁手続を続行し、かつ、判断をしなければならない。
- (八) 当事者に調停の意思はあるものの、仲裁廷の主宰の下で調停を行う意思を有しない場合には、双方の当事者の同意を経て、仲裁委員会は、当事者が適切な方式及び手続により調停を行うことに協力することができる。
- (九) 調停が成功しなかった場合には、いずれの一方の当事者も、その後の仲裁手続、司法手続その他の何らかの手続において、相手方の当事者又は仲裁廷が調停の過程において発表した意見、提起した見解、なした陳述又は同意若しくは否定を表示した提案若しくは主張を援用して、その請求、答弁又は反対請求の根拠としてはならない。
- (十) 当事者は、仲裁手続開始前に和解合意に自ら達し、又は調停を経て達した場合には、仲裁委員会による仲裁に係る仲裁合意及びその和解合意に基づき、仲裁廷を構成して和解合意の内容に従い仲裁判断をするよう仲裁委員会に請求することができる。当事者に別段の約定がある場合を除き、仲裁委員会主任は、単独仲裁人1名を指定して仲裁廷を設立させ、適切であると仲裁廷が認める手続に従い、仲裁廷が審理及び判断をする。具体的手続及び期間は、手続及び期間に関する本規則のその他の条項の制限を受けない。

第3章 判断

第48条 判断をする期間

- (一) 仲裁廷は、仲裁廷構成後6か月内に判断書を作成しなければならない。
- (二) 仲裁廷の請求を経て、仲裁委員会仲裁院院長は、正当な理由及び必要性が確かにあ

ると認める場合には、当該期間を延長することができる。

(三) 手続停止の期間については、上記第一項所定の判断期間に算入しない。

第49条 判断

(一) 仲裁廷は、事実及び契約の約定に基づき、法律の規定により、国際慣例を参考にし、公平かつ合理的に、独立して公正に判断をしなければならない。

(二) 当事者が事件の実体の準拠法について約定した場合には、当該約定に従う。当事者が約定せず、又はその約定が法律の強制規定に抵触する場合には、仲裁廷が事件の実体の準拠法を決定する。

(三) 仲裁廷は、判断書において、仲裁請求、紛争事実、判断理由、判断結果、仲裁費用の負担並びに判断の年月日及び地点を明記しなければならない。当事者が紛争事実及び判断理由を明記しない旨を合意している場合、並びに双方の当事者の和解合意の内容に従い判断書が作成される場合には、紛争事実及び判断理由を明記しないことができる。仲裁廷は、判断書において、当事者による判断履行の具体的期間及び期間を徒過して履行する場合に負うべき責任を確定する権限を有する。

(四) 判断書は、「中国国際經濟貿易仲裁委員会」の印章が押捺されなければならない。

(五) 仲裁人3名により構成される仲裁廷が審理する事件については、判断は全仲裁人又は多数仲裁人の意見により行う。少数仲裁人の書面による意見については、添付書類としなければならず、かつ、判断書の後ろに添付することができる。当該書面による意見は、判断書の一部を構成しない。

(六) 仲裁廷が多数意見を形成することができない場合には、判断は首席仲裁人の意見により行う。その他の仲裁人の書面による意見については、添付書類としなければならず、かつ、判断書の後ろに添付することができる。当該書面による意見は、判断書の一部を構成しない。

(七) 判断が首席仲裁人の意見又は単独仲裁人の意見により行われ、かつ、それにより署名される場合を除き、判断書は、多数仲裁人により署名されなければならない。異なる意見を有する仲裁人は、判断書に署名することができ、署名しないこともできる。

(八) 判断書が作成された日は、これを判断が法的効力を生ずる日とする。

(九) 判断は、終局的なものであり、双方の当事者に対し拘束力を有する。いずれの一方の当事者も、法院に対し訴えを提起してはならず、かつ、その他のいかなる機構に対しても仲裁判断変更の請求を提起してはならない。

第50条 部分判断

(一) 必要であると仲裁廷が認め、又は当事者が請求を提起し、かつ、仲裁廷の同意を経た場合には、仲裁廷は、最終判断をする前に、当事者の特定の請求事項につき先に部分判断をすることができる。部分判断は、終局的なものであり、双方の当事者に対し拘束力を有する。

(二) 一方の当事者が部分判断を履行しないことは、仲裁手続の続行に影響を及ぼさず、仲裁廷が最終判断をすることにも影響を及ぼさない。

第51条 判断書草案の審査・閲覧

仲裁廷は、判断書に署名する前に、判断書草案を仲裁委員会に提出して審査・閲覧を受けなければならない。仲裁廷による独立した判断に影響を及ぼさない場合には、仲裁委員会は、判断書に関する問題につき仲裁廷の注意を喚起することができる。

第 52 条 費用の負担

- (一) 仲裁廷は、判断書において、当事者が最終的に仲裁委員会に対し支払うべき仲裁費 その他の費用を決定する権限を有する。
- (二) 仲裁廷は、事件の具体的な状況に基づき、判断書において、勝訴側が事件処理のために支出した合理的な費用につき敗訴側が補償するべき旨を決定する権限を有する。仲裁廷は、勝訴側が事件処理のために支出した費用を敗訴側が補償することが合理的か否かを決定する場合には、事件の判断結果、複雑性の程度、勝訴側当事者及び／又は代理人の実際業務量並びに事件の紛争金額等の要因を具体的に考慮しなければならない。

第 53 条 判断書の訂正

- (一) 仲裁廷は、判断書を発した後の合理的な期間内に、判断書における記載、印刷又は計算上の誤りその他これらに類する誤りについて自ら書面により訂正することができる。
- (二) いずれの一方の当事者も、判断書を受領した後 30 日内に、判断書における記載、印刷又は計算上の誤りその他これらに類する誤りにつき、訂正するよう仲裁廷に対し書面により申請することができる。確かに誤りがある場合には、仲裁廷は、書面による申請を受領した後 30 日内に、書面により訂正しなければならない。
- (三) 上記書面による訂正は、判断書の一部を構成し、本規則第 49 条第(四)ないし(九)項の規定が適用されなければならない。

第 54 条 追加判断

- (一) 判断書において遺漏事項がある場合には、仲裁廷は、判断書を発した後の合理的な期間内に、自ら追加判断をすることができる。
- (二) いずれの一方の当事者も、判断書を受領した後 30 日内に、判断書において遺漏した事項につき追加判断をするよう仲裁廷に対し書面により請求することができる。確かに記載遺漏事項があった場合には、仲裁廷は、上記書面による申請を受領した後 30 日内に追加判断をしなければならない。
- (三) 当該追加判断は、判断書の一部を構成し、本規則第 49 条第(四)ないし第(九)項の規定が適用されなければならない。

第 55 条 判断の履行

- (一) 当事者は、判断書に明記される期間に従い仲裁判断を履行しなければならない。判断書に履行期間が明記されていない場合には、直ちに履行しなければならない。
- (二) 一方の当事者が判断を履行しない場合には、他方の当事者は、管轄権を有する法院に対し法により執行を申し立てることができる。

第 4 章 簡易手続

第 56 条 簡易手続の適用

- (一) 当事者に別段の約定がある場合を除き、紛争金額が 500 万人民元を上回らない場合、紛争金額が 500 万人民元を上回るものの一方の当事者の書面による申請を経て、かつ、他方の当事者の書面による同意が得られた場合、又は双方の当事者が簡易手続の適用を約定していた場合には、簡易手続を適用する。

(二) 紛争金額がなく、又は紛争金額が明確でない場合には、仲裁委員会が事件の複雑性の程度、かかる利益の大小その他の関係する要因に基づき総合的に考慮して、簡易手続を適用するか否かを決定する。

第 57 条 仲裁通知

申立人による仲裁申立てにつき、審査を経て、受理及び簡易手続の適用が可能である場合には、仲裁委員会仲裁院は、双方の当事者に対し仲裁通知を発しなければならない。

第 58 条 仲裁廷の構成

当事者に別段の約定がある場合を除き、簡易手続を適用する事件については、本規則

第 28 条の規定に従い、単独仲裁廷を設立して事件を審理させる。

第 59 条 答弁及び反対請求

(一) 被申立人は、仲裁通知を受領した後 20 日内に、答弁書、証拠資料その他の証明文書を提出しなければならない。反対請求がある場合にも、当該期間内に、反対請求書、証拠資料その他の証明文書を提出しなければならない。

(二) 申立人は、反対請求書及びその付属文書を受領した後 20 日内に、被申立人の反対請求について答弁を提出しなければならない。

(三) 上記期間の延長を請求する正当な理由が当事者に確かにある場合には、仲裁廷が延長するか否かを決定する。仲裁廷が構成されていない場合には、仲裁委員会仲裁院が決定をする。

第 60 条 審理方式

仲裁廷は、適切であると仲裁廷が認める方式に従い事件を審理することができ、当事者が提出した書面資料及び証拠にのみに基づき書面による審理を行う旨を当事者の意見を求めた後に決定することも、開廷審理をする旨を決定することもできる。

第 61 条 開廷通知

(一) 開廷審理をする事件について、仲裁廷は、最初の開廷日を確定した後に、開廷の 15 日前までに、開廷日を双方の当事者に通知しなければならない。当事者に正当な理由がある場合には、開廷の延期を請求することができる。ただし、開廷通知を受領した後 3 日内に書面による延期申請を提出しなければならない。延期するか否かについては、仲裁廷が決定する。

(二) 上記第(一)項の規定どおりに開廷延期申請を提出することができない正当な理由が当事者にある場合には、その延期申請を受け入れるか否かについては、仲裁廷が決定する。

(三) 再開廷審理日及び延期後の開廷審理日の通知並びにその延期申請は、上記第(一)項の期間の制限を受けない。

第 62 条 判断をする期間

(一) 仲裁廷は、仲裁廷構成後 3 か月内に判断書を作成しなければならない。

(二) 仲裁廷の請求を経て、仲裁委員会仲裁院院長は、正当な理由及び必要性が確かにあると認める場合には、当該期間を延長することができる。

(三) 手続停止の期間については、上記第(一)項所定の判断期間に算入しない。

第 63 条 手続の変更

仲裁請求の変更又は反対請求の提起は、簡易手続の続行に影響を及ぼさない。変更を経た仲裁請求又は反対請求がかかる紛争金額がそれぞれ 500 万人民元を上回る事件に

については、当事者に約定があり、又は一般手続に変更する必要があると仲裁廷が認める場合を除き、簡易手続を継続して適用する。

第 64 条 本規則のその他の条項の適用

本章に定めのない事項については、本規則のその他の各章の関係する規定を適用する。

第 5 章 国内仲裁に係る特別規定

第 65 条 本章の適用

- (一) 国内仲裁事件には、本章の規定を適用する。
- (二) 本規則第 56 条の規定に適合する国内仲裁事件には、第 4 章の簡易手続に係る規定を適用する。

第 66 条 事件の受理

- (一) 仲裁申立書を受領した後に、仲裁委員会仲裁院は、仲裁申立てが本規則第 12 条所定の受理条件に適合すると認める場合には、5 日内に当事者に通知しなければならない。受理条件に適合しないと認める場合には、受理しない旨を当事者に書面により通知し、かつ、理由を説明しなければならない。
- (二) 仲裁申立書を受領した後に、仲裁委員会仲裁院は、審査を経て仲裁申立ての手続が本規則第 12 条の規定に適合しないと認める場合には、所定の期間内に完全にするよう当事者に要求することができる。

第 67 条 仲裁廷の構成

仲裁廷は、本規則第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条及び第 30 条の規定に従い構成されなければならない。

第 68 条 答弁及び反対請求

- (一) 被申立人は、仲裁通知を受領した後 20 日内に、答弁書、根拠となる証拠資料その他の証明文書を提出しなければならない。反対請求がある場合にも、当該期間内に、反対請求書、根拠となる証拠資料その他の証明文書を提出しなければならない。
- (二) 申立人は、反対請求書及びその付属文書を受領した後 20 日内に、被申立人の反対請求について答弁を提出しなければならない。
- (三) 上記期間の延長を請求する正当な理由が当事者に確かにある場合には、仲裁廷が延長するか否かを決定する。仲裁廷が構成されていない場合には、仲裁委員会仲裁院が決定をする。

第 69 条 開廷通知

- (一) 開廷審理をする事件について、仲裁廷は、最初の開廷日を確定した後に、開廷の 15 日前までに、開廷日を双方の当事者に通知しなければならない。当事者に正当な理由がある場合には、開廷の延期を請求することができる。ただし、開廷通知を受領した後 3 日内に書面による延期申請を提出しなければならない。延期するか否かについては、仲裁廷が決定する。
- (二) 上記第一項の規定どおりに開廷延期申請を提出することができない正当な理由が当事者にある場合には、その延期申請を受け入れるか否かについては、仲裁廷が決定する。
- (三) 再開廷審理日及び延期後の開廷審理日の通知並びにその延期申請は、上記第一項

の期間の制限を受けない。

第70条 開廷審理記録

- (一) 仲裁廷は、開廷状況につき記録を作成しなければならない。当事者その他の仲裁参与者は、自身の陳述の記録に遗漏があり、又は錯誤があると認める場合には、補正を申請することができる。仲裁廷は、その補正に同意しない場合には、当該申請につき記録に残さなければならない。
- (二) 開廷審理記録については、仲裁人、記録者、当事者その他の仲裁参与者が署名し、又は押印する。

第71条 判断をする期間

- (一) 仲裁廷は、仲裁廷構成後4か月内に判断書を作成しなければならない。
- (二) 仲裁廷の請求を経て、仲裁委員会仲裁院院長は、正当な理由及び必要性が確かにあると認める場合には、当該期間を延長することができる。
- (三) 手続停止の期間については、上記第一項所定の判断期間に算入しない。

第72条 本規則のその他の条項の適用

本章に定めのない事項については、本規則のその他の各章の関係する規定を適用する。ただし、本規則第6章の規定は除く。

第6章 香港仲裁に係る特別規定

第73条 本章の適用

- (一) 仲裁委員会は、香港特別行政区において仲裁委員会香港仲裁センターを設立する。本章は、仲裁委員会香港仲裁センターが仲裁申立てを受け入れ、かつ、管理する仲裁事件に適用する。
- (二) 当事者が紛争につき仲裁委員会香港仲裁センターによる仲裁に付託する旨を約定した場合、又は紛争につき仲裁委員会の香港における仲裁に付託する旨を約定した場合には、仲裁委員会香港仲裁センターが仲裁申立てを受け入れ、かつ、事件を管理する。

第74条 仲裁地及び手続の準拠法

当事者に別段の約定がある場合を除き、仲裁委員会香港仲裁センターが管理する事件の仲裁地は香港とし、仲裁手続の準拠法は香港の仲裁法とし、仲裁判断は香港の判断とする。

第75条 管轄権に係る決定

仲裁合意及び／又は仲裁事件の管轄権に対する当事者の異議は、最初の実質的答弁に後れることなく提起されなければならない。

仲裁廷は、仲裁合意の存在、効力及び仲裁事件の管轄権について決定をする権限を有する。

第76条 仲裁人の選定又は指定

仲裁委員会の現行の仲裁人名簿は、仲裁委員会香港仲裁センターが管理する事件において使用することが推奨される。当事者は、仲裁委員会の仲裁人名簿以外から仲裁人を選定することができる。選定された仲裁人は、仲裁委員会主任の確認を経なければならない。

第 77 条 暫定措置及び緊急救濟

- (一) 当事者に別段の約定がある場合を除き、一方の当事者の申立てに応じ、仲裁廷は、適切な暫定措置を講ずる旨を決定する権限を有する。
- (二) 仲裁廷が構成される前においては、当事者は、「中国国際經濟貿易仲裁委員会緊急仲裁人手続」(本規則の付属文書三)に従い、緊急性の暫定救済を申し立てができる。

第 78 条 判断書の印章

判断書には、「中国国際經濟貿易仲裁委員会香港仲裁センター」の印章を押捺しなければならない。

第 79 条 仲裁料金

本章により申立てを受け入れ、かつ、管理する事件には、「中国国際經濟貿易仲裁委員会仲裁費用表(三)」(本規則の付属文書二)を適用する。

第 80 条 本規則のその他の条項の適用

本章に定めのない事項については、本規則のその他の各章の関係する規定を適用する。ただし、本規則第5章の規定は除く。

第 7 章 附則

第 81 条 仲裁言語

- (一) 当事者が仲裁言語について約定した場合には、当該約定に従う。当事者が仲裁言語について約定しなかった場合には、中国語を仲裁言語とする。仲裁委員会は、事件の具体的な事由に応じてその他の言語を仲裁言語として確定することもできる。
- (二) 仲裁廷の開廷の際に、当事者若しくはその代理人又は証人が言語通訳を必要とする場合には、仲裁委員会仲裁院が通訳者を提供することができ、当事者が自ら通訳者を提供することもできる。
- (三) 当事者が提出する各種文書及び証明資料につき、仲裁廷又は仲裁委員会仲裁院は、必要であると認める場合には、相応する中国語の翻訳文書又はその他の言語の翻訳文書を提供するよう当事者に要求することができる。

第 82 条 仲裁費用及び実費

- (一) 仲裁委員会は、制定した仲裁費用表に従い仲裁費を当事者から收受するほか、その他追加の合理的な実費を当事者から收受することもできる。当該実費には、仲裁人による事件処理に係る特殊な報酬、出張旅費、食事・宿泊費、速記者を招請して速記させる費用、並びに仲裁廷が専門家、鑑定人及び通訳等を招聘するための費用が含まれる。仲裁人の特殊な報酬は、仲裁委員会仲裁院が関連する仲裁人及び当事者の意見を求めた後に、「中国国際經濟貿易仲裁委員会仲裁費用表(三)」(本規則の付属文書二)の仲裁人報酬及び費用に関する標準を参照して確定する。
- (二) 当事者が仲裁委員会所定の期間内に、自身の選定した仲裁人のために、特殊な報酬、出張旅費及び食事・宿泊費等の実費を予納しなかった場合には、仲裁人を選定しなかったものとみなす。
- (三) 当事者は、仲裁委員会又はその分会／仲裁センター所在地以外の地において開廷する旨を約定した場合には、それにより発生する出張旅費及び食事・宿泊費等の実費

を予納しなければならない。当事者が仲裁委員会所定の期間内に關係する実費を予納しなかった場合には、仲裁委員会又はその分会／仲裁センター所在地において開廷しなければならない。

(四) 当事者が2種類以上(2種類を含む。)の言語を仲裁言語とする旨を約定した場合、又は本規則第56条の規定に基づき簡易手続が適用される事件ではあるものの当事者が3名仲裁廷により審理される旨を約定した場合には、仲裁委員会は、追加の合理的な費用を当事者から收受することができる。

第83条 規則の解釈

- (一) 本規則の条文の標題は、条文の意味の解釈に用いられない。
- (二) 本規則については、仲裁委員会が解釈に責任を負う。

第84条 規則の施行

本規則は、2015年1月1日から施行される。本規則の施行前に仲裁委員会及びその分会／仲裁センターが管理する事件については、事件受理の時点において適用される仲裁規則をなお適用するが、双方の当事者が同意する場合には本規則を適用することもできる。

(法令原文名称: 中国国际经济贸易仲裁委员会仲裁规则)